

第2章 計画の理念と目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 基本的視点
- 4 圏域の考え方
- 5 各主体の役割
- 6 計画の体系

1. 基本理念

本市の「第4次総合計画」における、計画の理念のサブタイトルは「ひとを育み ひとにやさしく」であり、また、安心・健康分野の基本目標を「やさしさとふれあいのあるまちづくり」としています。そして、地域福祉部門の基本指針では、「小地域福祉ネットワーク活動をはじめ福祉のまちづくりを積極的に推進するとともに、地域コミュニティの形成を図り、地域で支え合う福祉を促進します」とうたっています。

本計画においても、子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が地域でいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりが「やさしさとふれあい」でつながり、市民・事業所・社協・市が地域の課題を共有し、解決に向けて協働するまちをめざします。

本計画では、「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を基本理念として決めました。

基本理念

みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野

「みんなで」とは、すべての市民を表します。子どもから高齢者まで、この計画はみんなが主役です。

「支えあい」とは、身近な地域づくりを示すとともに、市全域における「地域福祉」そのものを表します。

「顔と顔」とは、呼びかけを示すとともに、日頃の見守り・気配りを表します。そして、互いに理解し合う心、地域福祉の大切さを知る心を表します。

「つながる」とは、地域福祉ネットワークを示すとともに、市民・事業者・社協・市の連携による計画の推進性・継続性を表します。

そして、お互いの立場を理解しあうやさしさを持ち、ふれあい、交流することで輪と和が広がっていきます。みんなの力で、「やさしさとふれあいのあるまちづくり」を進めていきましょう。

この基本理念をもとに、市民に対して行ったアンケート調査と、市民が参加した住民座談会、当事者座談会などの結果を受けて設定した4つの基本目標を次のように決めました。

2. 基本目標

基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を実現するため、次のように4つのテーマを盛り込んだ基本目標を定めます。

基本目標 1

みんなで「参加」しよう！

・すべての市民がかかわり合えるまちづくりを進めるために、参加しやすい地域づくりを進めます。そして、若い世代や転入者のほか、情報が届きにくい人たちも含めたすべての市民に対し、情報提供、情報発信に努め、みんなに参加を呼びかけていきます。また、子どもから高齢者まで、世代を超えた交流を通じ、心も体も元気に暮らせるまちをつくりまします。

基本目標 2

みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・本市では、町会・自治会や地区福祉委員会などによる活発な地域活動をはじめとした資源があります。ヒト・モノ・情報といった身近な資源を活用し、これらをつなげることで、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭などといった、支援を必要とする人たちを日頃から地域で見守り、災害など緊急時においても地域で支えあえる、安全・安心のまちをつくりまします。

基本目標 3

みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

・市民だけでなく、ボランティアや社会福祉協議会など、様々な機関・団体がすき間なくつながることで、家族で抱えきれない困りごとを地域につなげるしくみ、さらに地域で対応できない問題を適切な専門機関に相談し、つなげる仕組みをつくりまします。また、課題を抱えた人を発見し、必要なときに必要な支援・サービスを適切に受けられる仕組みをつくりまします。

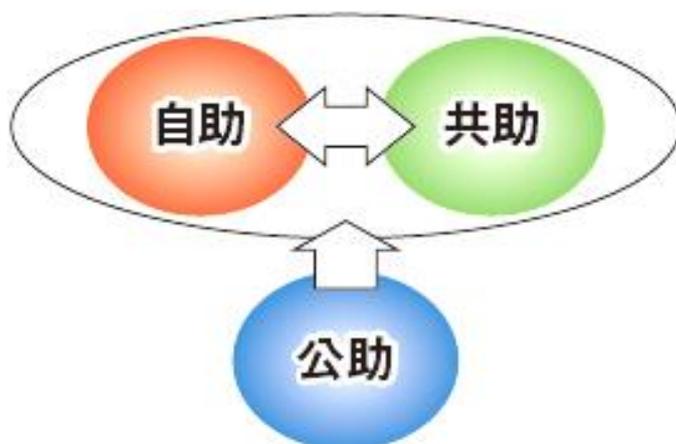
基本目標 4

みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！

・地域福祉のまちづくりを進めるために、その土台となる市民意識を高め、子どもから大人まで生涯にわたって、学習活動ができる環境を整えます。また、障害があってもあたり前に生活でき、すべての市民が地域でいきいき暮らせる共生社会の実現に向け、地域や心のバリアフリーを進めます。そして、お互いに理解し合うことで、みんなが活躍でき、いつでも集うことができる地域をつくりまします。

3. 基本的視点～地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

本計画は、以下に示す2つの基本的な視点『自助と共助の活性化』と『自助・共助と公助との相互連携』をふまえて、各施策・事業の展開を図っていきます。



◆ 家族形態の変容と公助の拡大

従来、地域における多様な福祉課題や生活課題については、「お互いさま」という根源的な相互扶助の考え方によって地域内の住民自らが解決してきました。しかし、核家族化の進行など家族形態の変容と、地域のつながりが希薄化する中で、従来は家族内や地域内で行われていた機能の多くが支えきれなくなり、サービス事業者や行政による公的な福祉サービスとして外部化されてきました。その結果、分野ごとの公的なサービスが整備され、質・量ともに充実しました。

◆ 共助の再構築と公助との連携

一方、公助の拡大により、支援を必要とする人に対していかに適切な公的サービスが提供されるかということに、行政をはじめ、本人や家族、地域の人々の関心が集まりました。その結果、地域内の支えあいや助け合いの機能が減退してきたという声もあります。しかし、いくら公的サービスが充実されても、対応しきれない多様なニーズや、制度と制度の「狭間」に取り残された課題などが存在しています。これらのことを踏まえ、住民が主体的に地域で助けあいを行う「共助」の再構築と拡大が必要となっています。行政だけでなく、地域住民や多様な民間主体が担い手となり、行政が担う「公助」と、地域に根ざした「共助」の連携により、多様なニーズと「狭間」にも対応できるような地域福祉活動が求められます。

◆ 自助の強化

また、福祉＝公的サービス、という流れの中で、本人が何をすべきか、という視点が置き去りにされてきました。「自助」とは文字どおり自分で自分を助けようとする事です。誰かが何かをしてくれることを黙って待つのではなく、困ったときには周りの人に助けを求めるなど、自分が安心して暮らしていくために、どうすれば良いのかを自分で考え、行動する必要があります。こうしたことから「自助の強化」も課題となっています。

◆ 自助・共助・公助の関係

具体的な課題に直面したときは、まず、当事者である個人や家族において「自助」による、解決を図ることから始まります。さらに「自助」で対応することが困難な課題については、当事者の意思を尊重しつつ、隣近所から各種団体や地域社会までを含む様々な主体との連携による「共助」によって克服していくことが重要です。その上で、こうした「自助」「共助」の活動の結果、それでも解決することが難しい課題の解決や「自助」「共助」の取組みの支援、更には地域福祉のための基盤作りについて、行政が対応していくのが「公助」の領域です。ここで重要なことは、「公助」のあり方も、住民と行政との協働を前提にして考えていく必要があることです。

◆ それぞれの役割

身近な住み慣れた地域で、高齢になっても障害があっても、尊厳をもって自分らしい生き方を全うすることができ、また、安心して次世代を育むことのできる場にするということは、市民共通の願いです。地域福祉の向上のためには、それぞれの役割に応じて「自助」「共助」「公助」が互いに補いながら推進する必要があります。生活課題の多様化・複雑化に、公共サービスだけでは十分対応できません。そこには、行政にばかり依存しないサービスのあり方を模索していかなければならないという課題が見出されます。その課題こそが「自助の強化」や「共助の再構築と拡大」という考え方であり、同時に「共助との連携を視野に入れた公助」であるということが出来ます。

以上の点を踏まえ、市民一人ひとりや地域の取組みをさらに活性化するとともに、個人や地域で解決できないことについては、公的機関が支え、地域とともに解決が図れるようにする必要があります。そこで、こうした点をふまえ、『自助と共助の活性化』と『自助・共助と公助との相互連携』の2つを基本的視点として掲げ、取り組んでいきます。

基本的視点（１） 『自助と共助の活性化』

市民が抱える福祉課題の中には、公的サービスで解決できない問題や多分野にわたる課題、地域特有の課題など、地域において住民や団体・組織等が連携し支え合い、助け合うこと（共助）によって解決できる問題や解決すべき問題、解決に導ける問題といったものが数多くあります。

そこで、町会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア、福祉施設、社会福祉協議会、NPO 法人などの関係機関や住民が課題を共有し、それを解決する自助・共助の取組みを地域が一体となって進められるよう、社会福祉協議会が中心的に市と協力して地域住民のサポートを行い、地域住民の主体的な実施計画（地区別福祉プラン）の策定・推進を図ります。この地区別福祉プランの策定及び推進にあたっては、関係機関や住民が常に現状認識をし、新たな解決方策やそれぞれの役割分担の見直しのため、住民座談会を継続開催していく必要があります。こうした積み重ねにより、地区内のネットワークが確立され、様々な課題に対して関係機関が連携して効率的に対処できる土壌が整備されるなど、自助と共助の活性化が期待できます。

基本的視点（２） 『自助・共助と公助との相互連携』

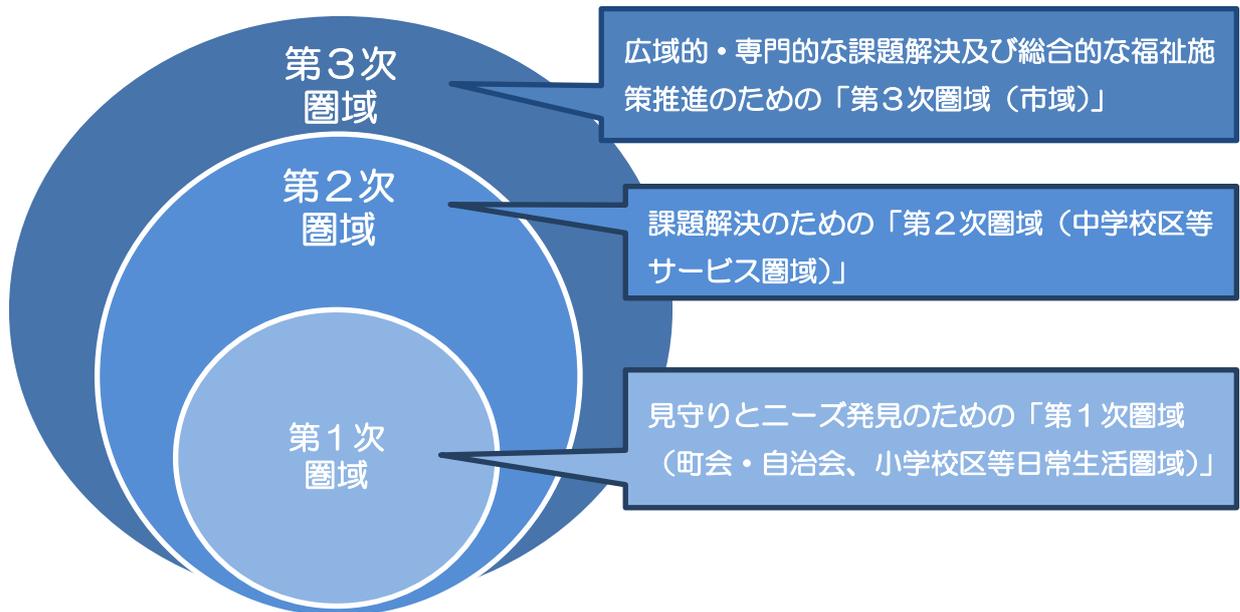
市民が抱える福祉課題は多様化しており、個人や地域の支援組織がどこに相談すべきかわからないような問題が内在しています。また、課題の中には、複雑化したり多問題化したりし、自助や共助だけでは解決できないような問題もあります。

そこで、このような問題を市や社会福祉協議会が受け止め迅速に対応するため、福祉課題を抱える市民が気軽に相談することができる、福祉分野の一次相談窓口の設置を進めます。また、市民の抱える課題について地域の支援者や社会福祉事業者、市、社会福祉協議会等が対応方策を協議する地域福祉ネットワーク会議を開催したり、相談支援に依じたりできるよう、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となり、セーフティネットワークの構築を図ります。福祉分野の一次相談窓口の設置及びセーフティネットワークの構築により、適切な公的サービスへのつなぎや自助・共助と公助の組み合わせによる最適な支援の提供といった自助・共助と公助との相互連携の推進が期待できます。

4. 圏域の考え方

地域福祉活動では、地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むこととなります。したがって地域福祉活動は、おのずとそうした課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることとなります。一方で、問題領域によっては、小さな圏域だけでは対応できないものもあり、より広域な圏域や市全域で検討していくべき課題もあります。

【ネットワーク圏域のイメージ図】



① 見守りとニーズ発見のための「第1次圏域（町会・自治会・小学校区）」

要援護者の福祉課題を発見するためには、町会・自治会、小学校区等住民に身近な「日常生活圏域」にある社会資源とのネットワークづくりが不可欠です。

このため、民生委員児童委員や地区福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動等）等の福祉関係者、さらには町会・自治会や学校、医療機関、商店街等福祉関係者以外の者とのネットワークを構築し、住民に身近な地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化することが必要です。

② 課題解決のための「第2次圏域（中学校区・サービス圏域）」

「日常生活圏域」で発見された様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなげるなどの解決に取り組むためには、中学校区等一定の「サービス圏域」において、地域の相談・支援機能を集約したネットワークの構築が不可欠です。

このため、「サービス圏域」で活動する様々な地域の相談・支援機関とのネットワークを構築し、地域の福祉課題の解決機能を強化することが重要です。

③ 広域的・専門的な課題解決及び総合的な福祉施策推進のための「第3次圏域（市域）」

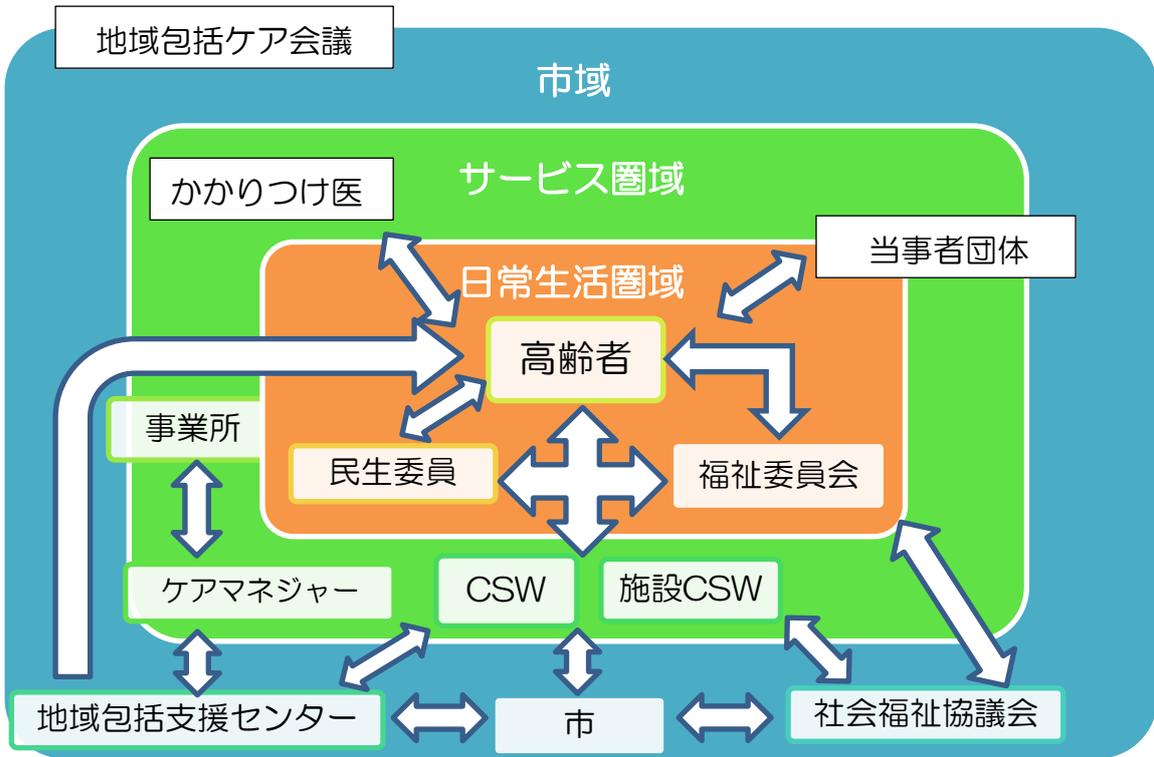
広域的・専門的な福祉課題については、「市域」での対応が求められます。個別支援を通じて発見された福祉課題のうち、同様の課題を抱える要援護者が一定数いるなど個別の課題解決にとどめることが適切でない場合は、当該課題解決のための新たなサービス（普遍的な仕組み）を開発し、当該課題に対応するための地域福祉計画、その他の行政計画の見直し等総合的な福祉施策の推進を行うことが求められます。このような対応を行うためには、庁内関係各課や各分野の行政機関とのネットワークを構築し、広域的・専門的な福祉課題の解決機能を強化することが重要です。

これらの3つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、3つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

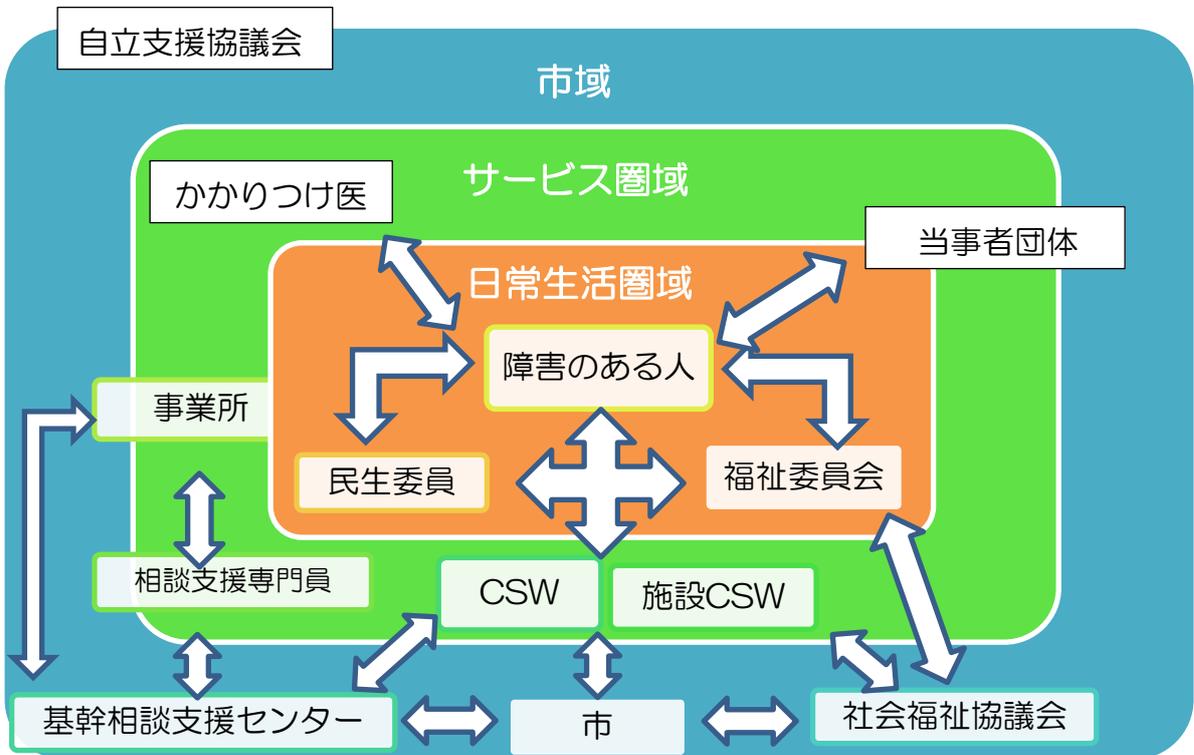
○市内の5つのサービス圏域（中学校区）



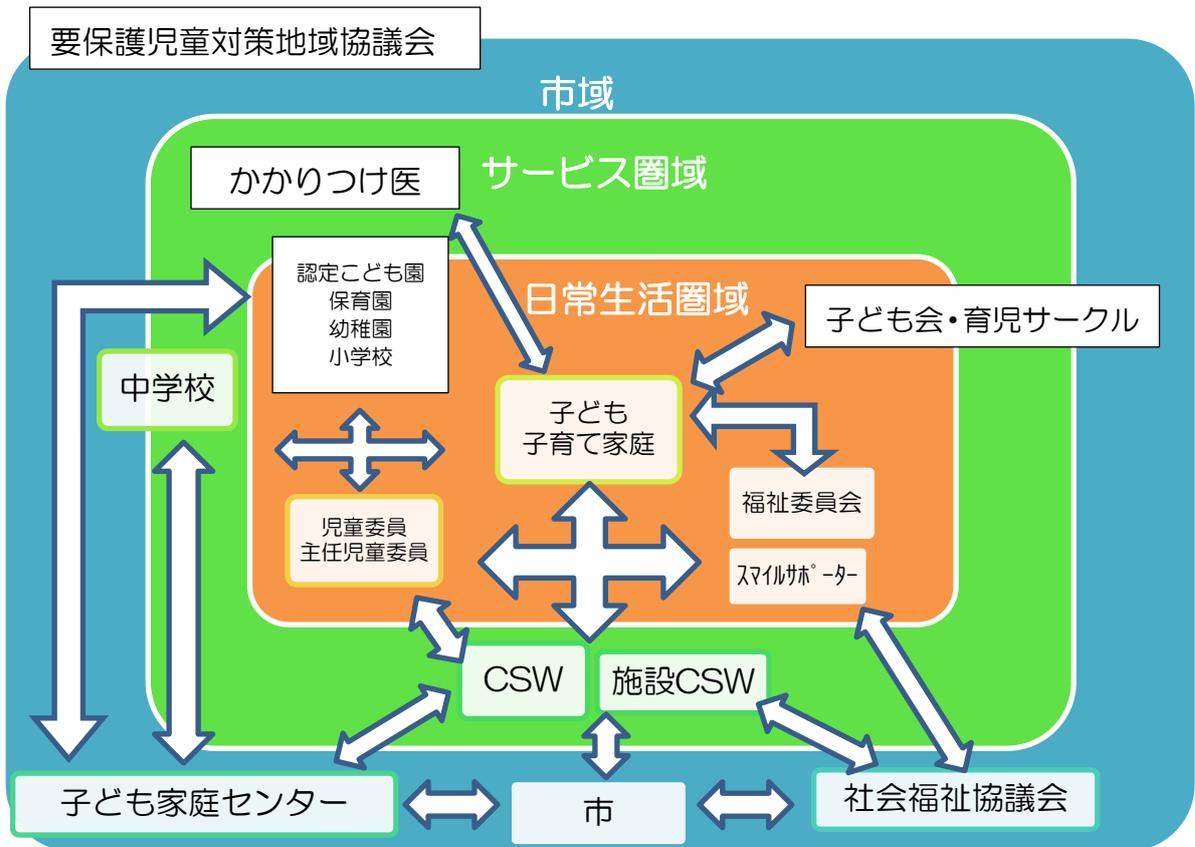
○高齢者への支援イメージ



○障害のある人への支援イメージ



○子どもへの支援イメージ



5. 各主体の役割

本計画の実施にあたっては、「自助・共助・公助」の基本的視点を踏まえて、施策の取組みの主体として、市民（自助）、町会・自治会・地区福祉委員会・民生委員児童委員・社会福祉協議会等（共助）、事業所・社会福祉協議会・市（公助）と区分し、それぞれの役割を明確にして、連携・協力しながら計画を推進していきます。

① 市民（自助）、町会・自治会・地区福祉委員会・民生委員児童委員・社会福祉協議会等（共助）

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが求められます。あいさつや声かけをはじめ、地域で困っている人へのちょっとした手伝いなど、日頃からの気配りや目配り、ささやかな見守りは、地域住民にしかできない重要な役割といえます。また、ひとりでも多くの市民が町会・自治会をはじめとする地域活動に参加することで、地域のつながりが強まり、様々な支え合い・助け合い活動へと発展していくことが期待できます。さらに、町会・自治会、民生委員児童委員、地区福祉委員会、ボランティア団体など、地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい問題に、積極的に対応していく役割が求められます。

② 事業所（共助・公助）

福祉サービス事業所は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むといった役割が求められます。また、福祉サービス事業所は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスの提供に反映していくことが期待されます。さらに近年、福祉サービス事業所のみならず宅配事業所によるひとり暮らし高齢者の見守り活動など、地域福祉の担い手としての役割が注目されています。福祉サービス事業所・商店や企業などの一般的な事業所も地域社会の一員であり、これからは地域貢献の意識を持ち、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう協力・連携していく役割が求められます。

③ 社会福祉協議会（共助・公助）

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置づけられています。これまで、市と協働して民生委員児童委員やボランティア団体などに活動支援を行っていますが、地域福祉の推進役として今後ますます活躍が期待されています。今後は、地域でさまざまな活動をしている団体や個人との相互協力・合意形成に努め、より一層、市と連携・協働していくことが求められています。また、市との協働により、本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。

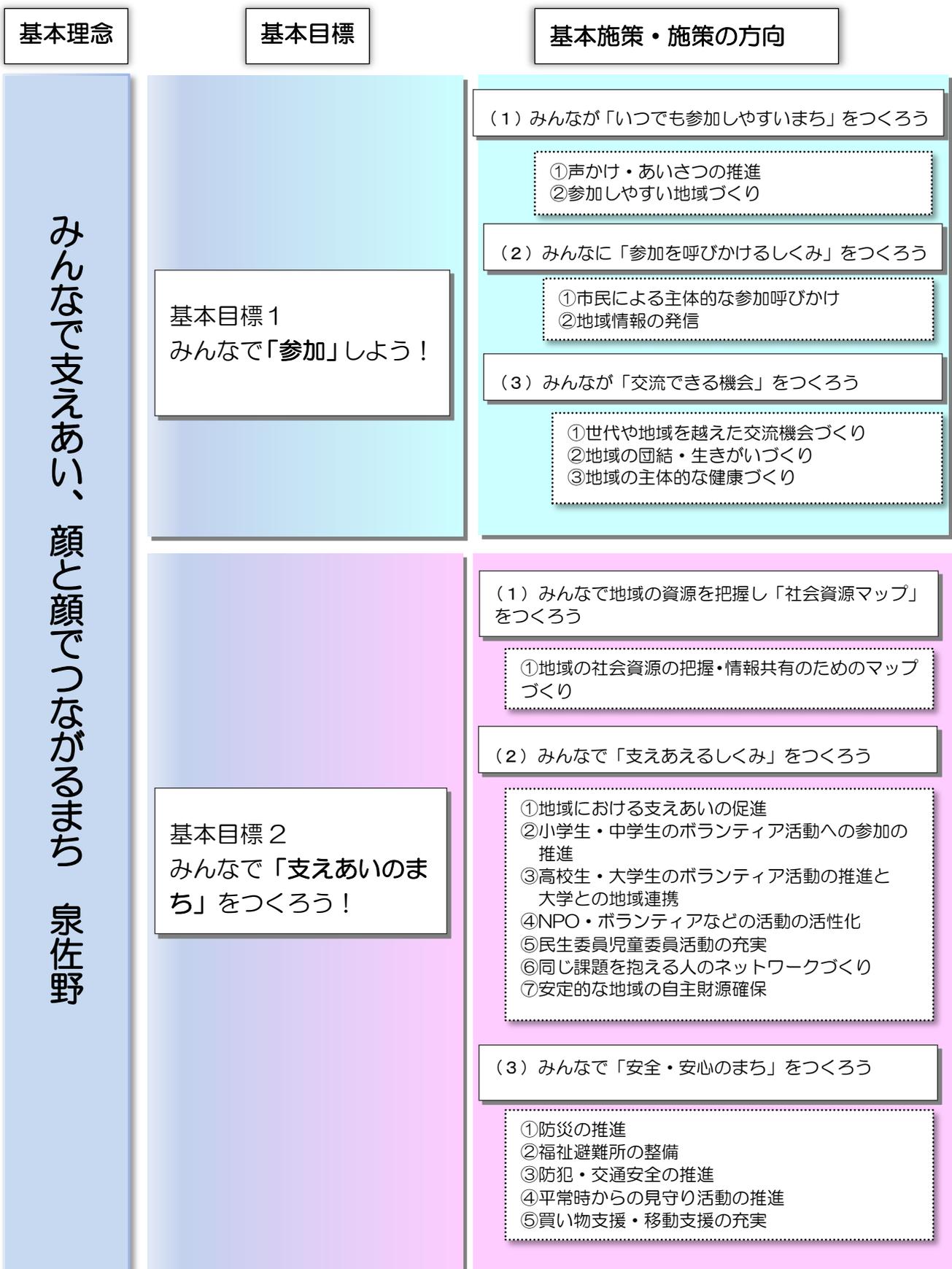
④ 市（公助）

市は、市民の福祉向上をめざし、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、市民、事業所、社会福祉協議会などの関係機関や団体と役割を分担しながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。また、保健・医療・福祉分野のほか、教育、商工労働分野など市全体で総合的に地域福祉を推進していきます。さらに、広域的な対応を必要とする課題については、国・府との連携のもと対応していきます。

自助・共助・公助の区分別役割の例 一覧

区分	地域福祉を担う主体	それぞれの役割
自助(本人・家族の努力)	課題を抱えている本人、家族	<ul style="list-style-type: none"> ○自分でできることを考え、行う。 ○家族で支え合う。 ○自己解決できない課題が生じた場合はまわりに助けを求める。 ○同じ悩みを共有し助け合う当事者団体(セルフヘルプグループ)活動へ参加する。 ○地域の人との交流を深める。
共助(お互いの支え合い)	近所の人 地域における身近な関係	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が支え合う活動を実施する。 ○近所における課題を発見する。 ○いざという時の手助けを行う。 ○解決困難な課題を発見した場合、民生委員児童委員や町会・自治会などと連携する。
	町会・自治会、地区福祉委員会 地縁に基づいた住民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を把握する。 ○課題解決のための体制づくりを行う。 ○課題解決のために当事者、ボランティア団体、NPOと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携する。
	民生委員児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の課題を把握する。 ○課題解決のために町会などと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携する。
	当事者団体・同じ悩みや課題を抱える人達の組織	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みを話し合うなど、セルフヘルプを推進する。 ○住民の理解を促進するための働きかけを行う。
	ボランティア団体、NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した活動を行う。
公助(公的な支援)	福祉サービス事業所、NPO 福祉サービスを提供する組織	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者本位のサービスを提供する。 ○従事者の専門性を向上させる。 ○事業運営の透明化を図る。 ○独自のサービスの開発と提供を行う。
	行政、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自助を啓発する。 ○支え合いの体制づくりのための啓発と支援を行う。 ○ボランティア団体などの担い手の養成と支援を行う。 ○公的なサービスを提供する。 ○セーフティネットを整備する。 ○地域福祉活動推進のための拠点を整備する。 ○専門的な支援を必要とする人に対応する。 ○共助との連携を推進する。 ○当事者団体を支援する。

6. 計画の体系



基本理念

みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち
泉佐野

基本目標

基本目標 3
みんなの顔が「つながる
しくみ」をつくろう！

基本目標 4
みんなで「地域の土壌づ
くり」をしよう！

基本施策・施策の方向

- (1) みんなが「つながるネットワーク」をつくろう
 - ①要援護者を発見し、地域とともに支えるネットワーク
 - ②セーフティネットのための地域福祉ネットワーク会議の設置
 - ③専門機関によるネットワーク
- (2) みんなが「相談しやすいしくみ」をつくろう
 - ①地域福祉のワンストップ相談窓口の設置
 - ②生活困窮者に対する自立相談支援
- (3) みんなで「権利擁護のしくみ」をつくろう
 - ①権利擁護の推進
 - ②市民による後見活動の推進
 - ③虐待防止対策の推進
- (4) みんなが「安心できる福祉サービス」を充実させよう
 - ①安心して福祉サービスを利用できる体制づくり
 - ②福祉サービス事業者の連携強化

- (1) みんなで「暮らしやすい地域」をつくろう
 - ①福祉意識・協働意識の向上
 - ②ユニバーサルデザインの推進
- (2) みんなで「集える場所」をつくろう
 - ①各圏域での地域福祉拠点づくり

